

# 平成31年度 学校開放事業(体育館・格技場)について

## 1 利用できる団体の条件

団体の半数以上「かつ」10人以上が東海村「在住・在勤・在学」であり監督者の成人がふくまれていること。(自治会・子ども会・学童を除く)

## 2 開放期間・時間

(1) 期間 2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)

(2) 曜日 平日・土日・祝日

(3) 時間 午前…9時～13時 午後…13時～17時 夜間…19時～21時30分

**変更点** → **土・日・祝日に限り**小学校の夜間体育館は、下記のとおり利用可能です。  
白方小, 石神小, 中丸小, 照沼小 → 午後6時～午後9時30分  
村松小, 舟石川小 → 午後6時30分～午後9時30分

→ 小学校体育館… 平日:夜間, 休日:午前・午後・夜間

→ 中学校体育館… 全日:夜間

→ 東海中格技場… 平日:火～金の夜間, 休日:土祝の夜間

→ 南中格技場 … 平日:夜間, 休日:午前(日のみ)・午後・夜間

(4) その他

より多くの団体等に利用してもらうため、利用調整を行うに際して、同日に複数の施設を抑えることは控えてください。また、総合体育館との重複にも御配慮ください。

## 3 開放施設

学校名	開放施設
東海中・東海南中	格技場・体育館
白方小・照沼小・中丸小 石神小・舟石川小・村松小	体育館

※実施可能な種目・器具については、別紙1-2参照

## 4 開放できない期日

各学校の開放不可日及び条件付き開放日は別紙「実施可能種目一覧」のとおり

※ 別紙日程は、4月当初における予定であり、今後の学校行事、特別開放、工事等の日程によって変更となる可能性があります。また、学校開放は、学校運営に支障がない範囲で行うものであるため、御協力をお願いします。また、基本的に一般開放利用は、特別開放等の優先枠の途中申込の可能性がことから、練習での使用を想定しております。したがって、重要な試合等の行事については、他施設の使用を御検討くださいますよう、よろしくお願ひします。

## 5 利用日誌の記入

各利用団体は、施設の利用後、設置された利用日誌に記入をしてください。複数の団体で1つの日誌を利用するため、利用後すぐに記入をお願いします。

## 6 学校開放事業における注意事項

学校開放は、各学校協力のもと、学校運営(行事)に支障のない範囲で施設を使用させていただくものです。したがって、利用者の皆様におかれましては、下記の注意事項を遵守していただくことが許可条件となっておりますので、この点御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。  
なお、使用状況が悪質な場合、または運用ルールに沿った利用がされていないと判断される場合は、「開放中止」「使用許可取消」となる可能性もございますので、団体内での周知徹底をよろしくお願いいたします。

-学校ごとの注意事項は別紙「学校ごとの注意事項」をご覧ください-

### 【利用にあたっての遵守事項(利用心得)】

- (1) 本事業の趣旨を理解の上、適正な利用を心掛けること。
- (2) 利用期間及び時間を厳守すること。また、学校開放に係る施設利用の交渉を各学校と直接行わないこと。
- (3) 施設利用後、利用日誌を記入すること。
- (4) 鍵は必ず総合体育館から借用し、使用後は総合体育館に返却すること。
- (5) 鍵は絶対に紛失しないこと。また、団体で合鍵を作らないこと。
- (6) 学校敷地内での喫煙・飲酒を行わないこと。(敷地外であっても近隣住民へ迷惑をかけない)
- (7) 施設利用後は元の状態に戻し、清掃(グラウンド整備含む)・ゴミの持ち帰りを徹底すること。
- (8) 消灯・施錠を忘れないこと。また、必要に応じて消灯・施錠方法を事前に学校に確認すること。
- (9) グラウンド状態を悪化させるため、雨天時の利用は控えること。また、泥がついた靴でアスファルト部分を歩かないこと。
- (10) 自家用車は必ず指定の駐車場に停車すること。特に東海南中学校について、学校職員の通行の妨げになることから、体育館とグラウンドの間の道路には絶対に駐車しないこと。
- (11) 施設の損傷が生じた場合は、学校・国体・スポーツ推進課(総合体育館)へ連絡すること。
- (12) 利用後は速やかに帰宅すること。(大声で話し込む等の行為は、近所迷惑となります。)
- (13) 施設を使用しないことが決まった場合は、速やかに国体・スポーツ推進課へ連絡すること。

### 【その他注意事項】

- (1) フットサルを行うために体育館を利用する場合は、床面を傷つけないシューズを用いること。
- (2) 他団体と共同で利用する場合は、掃除・施錠等を互いに協力して行うこと。
- (3) 利用中に事故が生じた場合は、速やかに応急処置を講ずるとともに、負傷者の自宅、国体・スポーツ推進課(総合体育館)へ連絡をすること。
- (4) 私物を施設内に置いたままにしないこと。
- (5) 必ず使用可能日(カレンダー)を確認し、その内容を事前に団体内で共有すること。

## 6 問い合わせ・連絡等

- 教育委員会 国体・スポーツ推進課 TEL 029-282-1711(内線 2020・2021)
- 東海村総合体育館 TEL 029-283-0673